



熊本県公報

第 1 1 8 7 0 号

平成 21 年 12 月 25 日 (金)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県畳表格付条例施行規則を廃止する規則……………	(農産課) 2
○熊本県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則……………	(港湾課) 2
○熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	(人事課) 12
告 示	
○指定居宅介護支援事業者の指定……………	(高齢者支援総室) 12
○指定居宅介護支援事業者の指定……………	(〃) 12
○指定居宅サービス事業者の指定……………	(〃) 12
○指定介護予防サービス事業者の指定……………	(〃) 12
○平成 21 年度熊本県家畜商講習会の開催……………	(畜産課) 13
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定……………	(社会福祉課) 14
○熊本県情報ギガハイウェイ用支線系通信回線サービスの調達に係る一般競争入札の参加資格等……………	(情報企画課) 14
○保安林の指定……………	(森林保全課) 15
○保安林の指定……………	(〃) 15
○保安林の指定……………	(〃) 16
○保安林の指定の解除の予定……………	(〃) 16
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………	(障害者支援総室) 16
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………	(〃) 16
○道路の区域変更……………	(道路保全課) 17
○道路の区域変更……………	(〃) 17
○道路の供用開始……………	(〃) 17
○道路の供用開始……………	(〃) 18
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定廃止……………	(障害者支援総室) 18
○熊本県少年保護育成条例に基づく優良興行の推奨……………	(交通・くらし安全課) 18
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……………	(〃) 19
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定……………	(森林保全課) 19
公 告	
○土地改良区役員の退任及び就任……………	(農村計画・技術管理課) 19
○土地改良区役員の退任及び就任……………	(〃) 20
○土地改良区役員の退任及び就任……………	(〃) 21
○換地計画の決定……………	(農村整備課) 21
○都市計画法による開発行為工事完了公告……………	(建築課) 22
○換地計画の決定……………	(農村整備課) 22
○熊本県情報ギガハイウェイ用支線系通信回線サービスの調達……………	(情報企画課) 22
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村からの意見……………	(商工政策課) 26
○都市計画法による開発行為工事完了公告……………	(建築課) 26
○肥料登録有効期間更新……………	(農業技術課) 26
○都市計画法による開発行為工事完了公告……………	(建築課) 27
○県有財産の売却……………	(管財課) 27
○第 2 回熊本県消費生活審議会の開催……………	(食の安全・消費生活課) 28
登 載 依 頼	
○平成 21 年度第 3 回熊本県医療審議会の開催……………	(熊本県医療審議会) 28
○直接請求の連署基準数……………	(選挙管理委員会) 29
○直接請求の連署基準数……………	(〃) 29
○海区漁業調整委員会委員の直接請求に係る連署基準数……………	(〃) 29

規 則

熊本県豊表格付条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。
平成 2 1 年 1 2 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 3 3 号

熊本県豊表格付条例施行規則を廃止する規則
熊本県豊表格付条例施行規則（昭和 4 8 年熊本県規則第 6 2 号）は、廃止する。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 1 年 1 2 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 3 4 号

熊本県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県港湾管理条例施行規則（昭和 4 1 年熊本県規則第 3 8 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条第 1 項中「掲げる」の次に「場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる」を加え、同項第 2 号中「荷さばき地・野積場使用許可申請書」を「港湾施設（荷さばき地・野積場）使用許可申請書」に改め、同項第 5 号中「上屋使用許可申請書」を「港湾施設（上屋）使用許可申請書」に改め、同項第 6 号中「旅客乗降用施設使用許可申請書」を「旅客乗降用施設（渡船橋）使用許可申請書」に改め、同項第 8 号中「給水施設使用許可申請書」を「船舶給水施設使用許可申請書」に改め、同条第 2 項中「掲げる」の次に「場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる」を加える。
別記第 1 号様式、別記第 3 号様式、別記第 4 号様式、別記第 6 号様式及び別記第 7 号様式その 1 を次のように改める。

別記第 1 号様式（第 4 条関係）

入港前手続様式（その 1）

【 港長、港湾管理者、地方運輸局、海上保安官署 共通様式 】

- ☐危険物荷役許可申請 ☐停泊場所指定願 ☐移動許可申請 ☐係留施設使用許可申請
☐船舶運航動静通知 ☐船舶油濁損害賠償保障法に基づく保障契約情報の通報
☐国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく船舶保安情報

※ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく船舶保安情報の通報、船舶油濁損害賠償保障法に基づく保証契約情報の通報、港則法に基づく危険物荷役許可申請、停泊場所指定願及び移動許可申請並びに港湾管理者の求める係留施設等使用許可申請、船舶運航動静通知にあたっては、この様式を用いることができる。

港長様 ☐
港湾管理者様 ☐
地方運輸局長様 ☐
海上保安____長様 ☐

船長氏名 _____
申請者名 _____
申請者住所 _____
担当者名・連絡先 _____

【 外航 ・ 内航 】

申請者コード			
船舶基本情報	船名		IMO番号（又は船舶番号・漁船登録番号）
	船種	【 貨物船・コンテナ船・貨客船・客船・油槽船・漁船・その他 】 / 【 汽船・機船・機帆船・その他 】	
	国籍		船舶港
	総トン数	国際総トン数	重量トン数
	全長		
	連絡方法	呼出符号（信号符号）	
	船舶電話番号、インマルサット電話番号、FAX番号その他連絡方法		
船主名（所有者名）・住所・電話番号又はFAX番号		（コード）	
（名前）			
（住所）			
（電話番号又はFAX番号）			

船主等情報	運航者名・住所・電話番号又はFAX番号(運航者と船舶賃借人が異なる場合は、船舶賃借人名・住所・電話番号又はFAX番号を併記すること)			
	(名前)		(コード)	
	(住所)			
	(電話番号又はFAX番号)			
	代理人(店)名・住所・電話番号又はFAX番号		(コード)	
	(名前)			
	(住所)			
(電話番号又はFAX番号)				
入港情報	入港予定港名		入港予定日時 月 日 時 分	
	停泊目的	希望びよう泊場所	びよう泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで	
	係留施設(希望船席)名称・場所		(コード)	
	着岸(予定)日時 月 日 時 分		離岸(予定)日時 月 日 時 分	
	移動前停泊場所		移動後停泊場所	
	移動理由	移動予定日時 月 日 時 分	移動後停泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで	
	運航区分 【 入 港 ・ 移 動 】	着岸舷側 【 左 舷 ・ 右 舷 】	(被)接舷船名	最大喫水(入港から出港まで) 〇. 〇(m)
	航路名		【 優先指定 ・ 定期 ・ 不定期 】	
航海情報	仕出港	前港	次港	仕向港
	特定海域の入域の位置及び入域の予定時刻 (入域位置)【 東京湾 ・ 伊勢湾 ・ 紀伊水道 ・ 豊後水道 ・ 関門海峡 】 (予定日時) 月 日 時 分			
貨物情報	船名		IMO番号(又は船舶番号・漁船登録番号)	
	本邦内での陸揚貨物の種類(積荷地)・数量		入港予定港における船積貨物の種類・数量	
	入港予定港	(種類) (数量)	(種類)	(数量)
	その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)			
危険物情報	品名(積荷地)・等級・国連番号・容器等級・引火点(密閉式による摂氏)		こん包の数・正味重量	船舶内の積付け位置
	入港時			

	出港時		
危険物荷役情報	危険物荷役業者名・電話番号		
	危険物荷役期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで		
保障契約情報	保障契約締結の有無 【 有 ・ 無 】	保障契約証明書等の番号（保障契約証明書等を有している場合）	
	保障契約証明書等を 有していない場合の記 入事項	①保険者等の氏名又は名称	
		②保障契約の証書の番号	
		③保障契約の有効期間	
		④燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・填補する契約となっているか	【 なっている ・ なっていない 】
	⑤保障限度額		
	過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無 【 有 ・ 無 】		
備考			

入港前手続様式（その2）

船名	IMO番号（又は船舶番号・漁船登録番号）		
船舶 保	船舶警報通報装置の有無 【 有 ・ 無 ・ 故障 】	船舶指標対応措置に対応した国際海上運 送保安指標	通報日時・通報時の船舶の位置 （日時） 月 日 時 分 （位置）
	船舶保安証書等の番号及び発給機関 （番号） （発給機関）	船舶保安統括者の氏名及び連絡先 （氏名） （連絡先）	船舶保安管理者の氏名及び職名 （氏名） （職名）
	当分の間内航か 【 はい ・ いいえ 】		
	出港後に他の本邦の港へ入港する予定港及び係留施設名並びに予定時刻		
	①（予定港）（係留施設名） （時刻） 月 日 時 分		
	②（予定港）（係留施設名） （時刻） 月 日 時 分		
	③（予定港）（係留施設名） （時刻） 月 日 時 分		
	④（予定港）（係留施設名） （時刻） 月 日 時 分		
	⑤（予定港）（係留施設名） （時刻） 月 日 時 分		
	出港後に特定海域に入域する予定位置及び予定時刻		

安
情
報

① (入域位置)【 東京湾 ・ 伊勢湾 ・ 紀伊水道 ・ 豊後水道 ・ 関門海峡 】 (時刻) 月 日 時 分	② (入域位置)【 東京湾 ・ 伊勢湾 ・ 紀伊水道 ・ 豊後水道 ・ 関門海峡 】 (時刻) 月 日 時 分		
③ (入域位置)【 東京湾 ・ 伊勢湾 ・ 紀伊水道 ・ 豊後水道 ・ 関門海峡 】 (時刻) 月 日 時 分	④ (入域位置)【 東京湾 ・ 伊勢湾 ・ 紀伊水道 ・ 豊後水道 ・ 関門海峡 】 (時刻) 月 日 時 分		
※以下の事項は、本邦の港への入港直前の過去10回の寄港に関するものとする			
經由国名	經由港名	經由港入港年月日	經由港出港年月日
①	①	① 年 月 日	① 年 月 日
②	②	② 年 月 日	② 年 月 日
③	③	③ 年 月 日	③ 年 月 日
④	④	④ 年 月 日	④ 年 月 日
⑤	⑤	⑤ 年 月 日	⑤ 年 月 日
⑥	⑥	⑥ 年 月 日	⑥ 年 月 日
⑦	⑦	⑦ 年 月 日	⑦ 年 月 日
⑧	⑧	⑧ 年 月 日	⑧ 年 月 日
⑨	⑨	⑨ 年 月 日	⑨ 年 月 日
⑩	⑩	⑩ 年 月 日	⑩ 年 月 日
經由港において実施した船舶指標対応措置に対応した国際海上運送保安指標	經由港において実施した船舶指標対応措置に加えて実施した措置の有無及びその内容	經由港乗船本邦下船旅客の有無	
①	①【 有 ・ 無 】(内容)	①【下船旅客の 有 ・ 無 】	
②	②【 有 ・ 無 】(内容)	②【下船旅客の 有 ・ 無 】	
③	③【 有 ・ 無 】(内容)	③【下船旅客の 有 ・ 無 】	
④	④【 有 ・ 無 】(内容)	④【下船旅客の 有 ・ 無 】	
⑤	⑤【 有 ・ 無 】(内容)	⑤【下船旅客の 有 ・ 無 】	
⑥	⑥【 有 ・ 無 】(内容)	⑥【下船旅客の 有 ・ 無 】	
⑦	⑦【 有 ・ 無 】(内容)	⑦【下船旅客の 有 ・ 無 】	
⑧	⑧【 有 ・ 無 】(内容)	⑧【下船旅客の 有 ・ 無 】	
⑨	⑨【 有 ・ 無 】(内容)	⑨【下船旅客の 有 ・ 無 】	
⑩	⑩【 有 ・ 無 】(内容)	⑩【下船旅客の 有 ・ 無 】	
航行速力	航海中の異変等		

注1 入港前手続様式(その1)については、申請・通報を行おうとする官署全てに提出すること。(公共の係留施設を使用する場合は、係留施設使用許可申請時に提出すること。)ただし、入港(本邦以外の地域の港から特定海域に入域をしようとする場合は、特定海域への入域)の前日の正午又は24時間前のいずれか早い時刻までに必ず提出すること。なお、提出の日が休日に当たる場合は、その日より前の休日でない日の正午までに提出すること。

- 注2 入港前手続様式(その2)については、海上保安官署へ提出する必要がある場合に、海上保安官署にのみ提出すれば足りる。ただし、入港24時間前までに必ず提出すること。
- 注3 「申請者名」の欄については、港長に対して申請を行うに当たっては、署名又は記名押印すること。
- 注4 「連絡方法」の欄については、内航船舶にあっては呼出符号(信号符号)のみ記載すること。
- 注5 「過去一年間の本邦内の港への入港の実績の有無」については、一般船舶にあっては特定海域への入域の有無も含む。
- 注6 「貨物情報」及び「危険物情報」の「積荷地」については、本邦以外の地域の港から本邦の港に入港する場合にのみ記載すること。
- 注7 「その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)」の欄については、内航船舶は記載する必要はない。
- 注8 入港時の「危険物情報」には、「荷卸しする危険物」、「その他の危険物」に区分し、出港時の危険物情報には、「積み込む危険物」を記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「積付け位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。
- 注9 「危険物荷役情報」は、荷役関係者が記入のこと。
- 注10 「保障契約証明書等」とは、保障契約証明書、責任条約の締約国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証する責任条約の附属書の様式による書面、外国が交付した責任条約第7条第12項に規定する証明書又は一般船舶保障契約証明書のことをいう。
- 注11 「保障契約証明書等の番号」の欄と「保障契約証明書等を有していない場合の記入事項」の欄については、該当する場合に応じ、いずれか一方に記入すること。
- 注12 「当分の間内航か」の欄で「はい」を選んだ場合は、「出港後に他の本邦の港に入港する予定港及び係留施設名並びに予定時刻」の欄及び「特定海域に入域する予定位置及び予定時刻」の欄は記載する必要はない。
- 注13 入港前手続様式(その2)のうち、過去10回の寄港に関するものについては、過去10回の寄港に本邦の港への寄港が含まれる場合は、そのうち直近の本邦の港及びそれ以降の寄港に関するものを記入すれば足りる。

別記第 3 号様式（第 4 条関係）

港湾施設（荷さばき地・野積場）使用許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
申請者 氏 名
電 話
(法人にあっては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

申 請 者 コ ー ド			
施 設 コ ー ド		施 設 名 称	
使 用 面 積	m ²	使 用 区 画 (区 画 名)	
使 用 予 定 期 間	年 月 日 時 分から		
	年 月 日 時 分まで		

貨 物	品名コード	品 名	個数・トン数
備 考			

別記第 4 号様式（第 4 条関係）

荷役機械使用許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
申請者 氏 名
電 話
(法人にあっては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

申 請 者 コ ー ド			
施 設 コ ー ド		荷 役 機 械 名 称	
信 号 符 号 (コールサイン)等		船 名	
使 用 予 定 期 間	年 月 日 時 分から		
	年 月 日 時 分まで		

備 考	
-----	--

別記第 6 号様式（第 4 条関係）

港湾施設（上屋）使用許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
申請者 氏 名
電 話
(法人にあっては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

申 請 者 コ ー ド			
施 設 コ ー ド		施 設 名 称	
使 用 面 積	m ²	使 用 区 画 (区 画 名)	
使 用 予 定 期 間	年 月 日 時 分から		
	年 月 日 時 分まで		
貨 物	品名コード	品 名	個数・トン数

備 考			

別記第 7 号様式（第 4 条関係）
その 1

旅客乗降用施設（渡船橋）使用許可申請書

年 月 日
住所又は所在地
申請者 氏 名 ・ 名 称
連 絡 先
(法人にあっては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

申 請 者 コ ー ド							
港 湾 名							
船 名							
信号符字（コールサイン）等							
係 留 施 設 名							
施 設 コ ー ド							
利 用 希 望 施 設	旅客乗降用渡橋（固定）				台		
	旅客乗降用渡橋（移動）				台		
	その他（ ）				台		
利 用 予 定 日 時	着岸から離岸まで	(開始)	月	日	時	分	
		(終了)	月	日	時	分	
	着 岸 時	(開始)	月	日	時	分	
		(終了)	月	日	時	分	
	離 岸 時	(開始)	月	日	時	分	
		(終了)	月	日	時	分	
	そ の 他	(開始)	月	日	時	分	
		(終了)	月	日	時	分	

備

考

別記第 7 号様式その 2 中「旅客乗降用施設使用許可申請書（定期船用）」を「旅客乗降用施設（渡船橋）使用許可申請書（定期船用）」に改める。
別記第 9 号様式を次のように改める。

その2

旅客乗降用施設(渡船橋)使用許可申請書(定期船用)

年 月 日

熊本県知事 様

住 所

氏 名 印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

港の旅客乗降用施設を使用したいので許可されるよう熊本県港湾管理条例第5条の規

定により申請します。

船 名		船 種	客 船 その他
総 ト ン 数	トン	全 長	メートル
航 路	(起点) (終点)	便 数	便／日
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
発 着 時 刻			
※ 摘 要		※ 使 用 料	

- (注)
- 1 氏名(法人にあつては代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 ※印欄には、記入しないでください。

別記第 9 号様式 (第 4 条関係)

船 舶 給 水 施 設 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

住所又は所在地
申請者 氏 名 ・ 名 称
連 絡 先
(法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

【 外 航 ・ 内 航 】

港 湾 名	
申 請 者 コ ー ド	
船 名	
信号符字 (コールサイン) 等	
総 ト ン 数	
給 水 種 別	【運搬給水・岸壁給水・自動販売機・缶・その他】
給 水 希 望 日 時	月 日 時 分
給 水 申 込 数 量	(飲料水) m ³ (その他) m ³
希 望 給 水 場 所	
希望給水場所コード	
備 考	

附 則

- 1 この規則は、平成 2 2 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県港湾管理条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県港湾管理条例施行規則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第35号

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年熊本県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項に次の1号を加える。

（5） 船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員である者

附 則

1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。

2 この規則による改正後の熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第23条の2の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員について適用し、施行日前に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員については、なお従前の例による。

告 示

熊本県告示第1131号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
さがえりケアプランセンター 山鹿市鍋田2069番地1	有限会社さがえり	平成22年1月1日

熊本県告示第1132号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所聖 菊池市七城町砂田240番地5	合同会社誠和	平成22年1月1日

熊本県告示第1133号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社心優 球磨郡多良木町久米1215番地	株式会社心優	平成22年1月1日

（特定福祉用具販売）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社心優 球磨郡多良木町久米1215番地	株式会社心優	平成22年1月1日

熊本県告示第1134号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防

サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社心優 球磨郡多良木町久米1215番地	株式会社心優	平成22年1月1日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社心優 球磨郡多良木町久米1215番地	株式会社心優	平成22年1月1日

熊本県告示第1135号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、平成21年度
熊本県家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 講習会の目的
家畜の取引業務に関し、必要な知識を習得させる。
- 講習の対象者
家畜商の免許を受けて家畜の取引業務に従事しようとする者
- 講習会の期日及び場所
 - 講習会の開催日時
平成22年2月16日（火）及び同月17日（水）
午前9時から午後5時まで
 - 講習会の開催場所
熊本県立農業大学校 教育棟2階視聴覚室（合志市栄3805）
- 講習の内容

科 目	時間数	備 考
家畜の取引に関する法令	4時間	家畜商法、家畜取引法等
家畜の品種及び特徴	4時間	
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	6時間	

- 受講の申込方法
 - 受講しようとする者は、家畜商講習会受講申込書（別記様式）に講習会受講手数料3,300円（熊本県収入証紙）及び写真（ライカ判）2葉を添えて、平成22年1月26日（火）までに所管地域振興局長（熊本市にあっては、熊本農政事務所長）に提出すること。
 - 受講の申込みをした者には、受講票を交付する。
 - 納付した手数料は、返還しない。
- 講習の特例措置
家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項ただし書の規定に基づき、獣医師の免許を有する者及び家畜人工授精師の免許を有する者で講習の特例措置（一部免除）を受ける場合は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを家畜商講習会受講申込書に添付すること。
- 修了証明書の交付
講習会の課程を修了した者には、講習会終了後、修了証明書を交付する。
- その他
 - 講習会当日は、講習開始30分前までに会場に集合し、受付に受講票を提出すること。
 - 受講者は、筆記用具を持参すること。
 - 講習会テキスト（参考書）は、講習会初日に受付で販売する。
（最新 家畜取引の知識改訂版（消費税込み3,000円）を使用予定）

別記様式

家畜商講習会受講申込書

年 月 日

熊本県知事 様

(申 込 者)

現 住 所

氏 名

印

生年月日

家畜商法第 4 条の 2 第 1 項の規定による講習会を受講したいので、手数料を添えて
申し込みます。

熊 本 県 告 示 第 1 1 3 6 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条及び
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年
法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条に
おいて準用する同法第 4 9 条の規定により施術者を次のとおり指定したので、生活保護法
第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関
する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定
により告示する。

平成 2 1 年 1 2 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（施術者〔柔道整復師〕）

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
統合整体心 啓	小柳 賢也	荒尾市万田字八反田 6 3 0 番 地 1 ロックタウン荒尾内	平成 2 1 年 1 2 月 1 6 日

熊 本 県 告 示 第 1 1 3 7 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3
7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参
加する者に必要な資格等について告示する。

平成 2 1 年 1 2 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 調達役務名

①熊本県情報ギガハイウェイ用支線系通信回線サービス（県庁 N O C ブロック）

- ②熊本県情報ギガハイウェイ用支線系通信回線サービス（阿蘇APブロック行政NW）
③熊本県情報ギガハイウェイ用支線系通信回線サービス（阿蘇APブロック教育文化NW）
- 2 入札参加資格
熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成22年1月15日（金）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成23年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成23年1月4日から平成23年1月31日（閉庁日を除く。）まで行う。

熊本県告示第1138号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町都呂々字新道3213番2、3213番3、3216番1、3216番2、3217番、字松浦河内3218番4、3218番5、3218番7、3219番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字新道3216番1、3216番2、3217番、字松浦河内3218番7、3219番、3218番4・3218番5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1139号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市有明町大浦字赤瀬638番1、640番、642番1、642番2、650番、652番から654番まで、659番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字赤瀬638番1・642番2・650番・652番・654番（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1140号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町上津深江字小郷3605番、3607番、3622番1、字櫻淵3628番
2 指定の目的 土砂の流出の防備
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小郷3622番1、字櫻淵3628番
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1141号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により次の森林を解除予定保安林にするので、同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 熊本県天草市天草町下田北字大志津羅66番11
2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
3 解除の理由 指定理由の消滅

熊本県公告第1142号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
G I C 菊池市泗水町永83 4番地4	株式会社G I C 菊池市泗水町永8 34番地4 荒木 晴信	平成21年 12月16 日	4311200085	就労継続支 援A型

熊本県公告第1143号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
はるる 菊池市泗水町永83 4番地4	株式会社G I C 菊池市泗水町永8 34番地4 荒木 晴信	平成21年 12月16 日	4321200091	共同生活援助

熊本県告示第1144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成21年12月25日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	325号	菊池市森北字萩ノ迫 950番1地先から 同市泗水町住吉字上鶴 257番1地先まで	前	26.8 ～ 48.0	73.7	廃道
			後	24.9 ～ 41.1	73.7	

2 区域を変更する期日 平成21年12月25日**熊本県告示第1145号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成21年12月25日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	原植木線	鹿本郡植木町大字有泉字小畑 787番2地先から 同町大字有泉字出口 827番1地先まで	前	8.4 ～ 11.3	64.0	緊道整 交安 (歩道 設置)
			後	11.3 ～ 16.0	64.0	

2 区域を変更する期日 平成21年12月25日**熊本県告示第1146号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年12月25日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	266号	上天草市大矢野町登立字長迫 3657番4地先から	68.0	交通円 滑国道

		同市大矢野町登立字深田 3798番1地先まで		(右折 レーン 設置)
一般国道	443号	下益城郡美里町岩野字和田原 1434番1地先から 同所 1644番1地先まで	200.0	地域連 携特一 (改築 による 拡幅)
		下益城郡美里町岩野字巣喰谷 1722番地先から 同所 2054番地先まで	55.1	
主要地方道	芦北坂本線	八代市坂本町百済来下字宮後 621番7地先から 同市坂本町百済来下字門作 601番8地先まで	85.0	単道改 (改築 による 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成21年12月25日

熊本県告示第1147号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年12月25日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	人吉水俣線	水俣市大字古里字岩下 1028番1地先から 同市大字久木野字湯下 845番4地先まで	1,540.0	単道改 (バイ パス発 生)

2 供用を開始する期日 平成21年12月25日

熊本県告示第1148号

障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)から当該医療機関の業務の廃止の届出があった。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

指定自立支援医療機関(精神通院医療)の名称及び所在地	開設者の名称及び所在地	廃止年月日
ひろたく薬局 東店 熊本市新外三丁目9-83-101	有限会社博拓薬局 熊本市新外三丁目9-72-102	平成21年11月28日

熊本県告示第1149号

熊本県少年保護育成条例(昭和46年熊本県条例第30号)第5条第1項の規定により少年に優良な興行として平成21年12月18日次のように推奨したので、同条第2項の規定により公示する。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	推 奨 理 由
-----	-----	---------

推奨映画	オーシャンズ（OCEANS）（ギャガ）	少年を健全に育成するうえに有益である。
------	---------------------	---------------------

熊本県告示第1150号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成21年12月18日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	如何にも不倫、されど不倫（新日本） 淫乱ひだのおく（新東宝） 人妻悲恋 巨乳みだれ泣く（オーピー） ㊦パイプ責め 糸を引く恥悦（新東宝） 痴漢電車 しるび指は夢気分（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第1151号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県下益城郡美里町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 落石の危険の防止
 - 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**熊本県公告第678号**

宇土市に事務所を置く網田新地土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	中村 清廣	宇土市長浜町338番地
理事	田中 房信	宇土市長浜町369番地
理事	岩崎 良公	宇土市長浜町又511番地の3
理事	田中 義明	宇土市上綱田町2312番地
理事	森下 周二	宇土市長浜町580番地の2
理事	中村 実	宇土市長浜町547番地の1
理事	廣田 敬吾	宇土市上綱田町3249番地
理事	舟田 敏文	宇土市長浜町2112番地
理事	野田 秀則	宇土市上綱田町6番地の1
理事	森 茂徳	宇土市上綱田町1番地

監事	西村 博	宇土市長浜町434番地の3
監事	濱口 龍治	宇土市下網田町3942番地の3
監事	宮本 裕一	宇土市長浜町341番地
就任		
理事	岩崎 良公	宇土市長浜町又511番地の3
理事	中村 清廣	宇土市長浜町338番地
理事	廣田 敬吾	宇土市上網田町3249番地
理事	田中 房信	宇土市長浜町369番地
理事	中村 実	宇土市長浜町547番地の1
理事	野田 秀則	宇土市下網田町1588番地の2
理事	森 茂徳	宇土市上網田町1番地
理事	米原 政博	宇土市長浜町580番地の3
理事	田中 一昭	宇土市赤瀬町66番地
理事	田中 太	宇土市長浜町507番地
監事	濱口 龍治	宇土市下網田町3942番地の3
監事	西村 博	宇土市長浜町434番地の3
監事	中村 正也	宇土市長浜町333番地

熊本県公告第679号

上益城郡益城町に事務所を置く益城町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	坂本 貢	上益城郡益城町大字赤井1961番地
理事	河端 俊夫	上益城郡益城町大字砥川2369番地
理事	村上 賢治	上益城郡益城町大字小池1519番地
理事	鋤野 俊一	上益城郡益城町大字島田1047番地
理事	菅野 義昭	上益城郡益城町大字広崎589番地
理事	上田 一生	上益城郡益城町大字惣領1028番地
理事	倉永 一弘	上益城郡益城町大字安永589番地
理事	續 幸洋	上益城郡益城町大字宮園476番地
理事	松野 隆	上益城郡益城町大字木山440番地
理事	園川 茂	上益城郡益城町大字寺迫993番地2
理事	安尾 敏信	上益城郡益城町大字福原1086番地
理事	水本 英敏	上益城郡益城町大字平田1005番地
理事	森島 征支郎	上益城郡益城町大字下陳974番地
理事	田崎 辰郎	上益城郡益城町大字寺中669番地
理事	坂井 莊六	上益城郡嘉島町井手1029番地
理事	坂崎 大登	上益城郡嘉島町下六嘉3715番地1
監事	中林 功	上益城郡益城町大字砥川2013番地
監事	秋月 博實	上益城郡益城町大字馬水459番地
監事	宮原 軍太郎	上益城郡益城町大字宮園665番地29
監事	福永 祐一郎	上益城郡益城町大字平田611番地
監事	坂口 政弘	上益城郡益城町大字田原42番地
監事	河原 泉	上益城郡嘉島町北甘木1310番地4
就任		
理事	坂本 貢	上益城郡益城町大字赤井1961番地
理事	山本 隆	上益城郡益城町大字砥川1040番地
理事	村上 賢治	上益城郡益城町大字小池1519番地

理事	木村 亘	上益城郡益城町大字島田295番地
理事	斉藤 勝幸	上益城郡益城町大字古閑391番地
理事	上田 一生	上益城郡益城町大字惣領1028番地
理事	里見 政春	上益城郡益城町大字馬水522番地1
理事	市川 誠一	上益城郡益城町大字木山459番地
理事	續 幸洋	上益城郡益城町大字宮園476番地
理事	吉田 一浩	上益城郡益城町大字寺迫62番地1
理事	山田 博徳	上益城郡益城町大字福原2034番地3
理事	坂本 義明	上益城郡益城町大字平田343番地
理事	寺本 精喜	上益城郡益城町大字寺中862番地
理事	永田 義憲	上益城郡益城町大字上陳854番地
理事	河原 利輝	上益城郡嘉島町大字井寺2999番地
理事	坂崎 大登	上益城郡嘉島町大字下六嘉3715番地1
監事	江島 明憲	上益城郡益城町大字小池786番地
監事	富田 敦夫	上益城郡益城町大字福富698番地
監事	宮原 軍太郎	上益城郡益城町大字宮園665番地29
監事	渕上 久文	上益城郡益城町大字平田1260番地
監事	石坂 耀一郎	上益城郡益城町大字田原285番地
監事	鳥井 一義	上益城郡嘉島町大字井寺2850番地

熊本県公告第680号

球磨郡錦町に事務所を置く中球磨土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	中村 茂幸	球磨郡錦町大字一武2311番地
理事	宮元 庄一	球磨郡あさぎり町上西92番地
理事	藤本 和行	球磨郡錦町大字西47番地
理事	鶴田 和典	球磨郡あさぎり町上西1333番地1
理事	塚本 恒夫	球磨郡あさぎり町免田西3347番地
理事	深水 功	球磨郡錦町大字一武2176番地2
理事	緒方 信三	球磨郡あさぎり町上北31番地
監事	上田 精吾	球磨郡錦町大字西3521番地2
監事	免田 文雄	球磨郡あさぎり町免田西1583番地
就任		
理事	鶴田 和典	球磨郡あさぎり町上西1333番地1
理事	荒牧 千鶴	球磨郡あさぎり町上西228番地
理事	中村 金一	球磨郡あさぎり町上西133番地20
理事	塚本 恒夫	球磨郡あさぎり町免田西3347番地
理事	深水 功	球磨郡錦町大字一武2176番地2
理事	深水 隆光	球磨郡錦町大字一武2461番地
理事	田辺 亮助	球磨郡錦町大字西264番地
監事	緒方 信三	球磨郡あさぎり町上北31番地
監事	渕田 清隆	球磨郡錦町大字西3618番地22

熊本県公告第681号

県営羊角湾周辺二期地区（桜迫工区）土地改良事業施行に係る換地計画を定めたので、

次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成21年12月28日から
平成22年1月29日まで
- 2 縦覧の場所 天草市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地等明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第682号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字辛川字塚原496番8
742.80平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字津久礼2179番地3
有限会社生活の杜

熊本県公告第683号

県営上益城中央二期地区（中横田工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成21年12月28日から
平成22年1月29日まで
- 2 縦覧の場所 甲佐町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地等明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第684号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達役務名
 - ①熊本県情報ギガハイウェイ用支線系通信回線サービス（県庁NOCブロック）
 - ②熊本県情報ギガハイウェイ用支線系通信回線サービス（阿蘇APブロック行政NW）
 - ③熊本県情報ギガハイウェイ用支線系通信回線サービス（阿蘇APブロック教育文化NW）
 - (2) 調達役務の内容等
4の(2)に示す「要求仕様書」のとおり
 - (3) 調達役務の利用期間
平成22年4月1日から平成25年3月31日までの36か月間
ただし、施設の閉鎖等により止むを得ない場合は、期間内に利用を中止する場合がある。
 - (4) 納入場所
熊本県庁、熊本県各地域振興局、県の出先機関及び県立学校等
詳細は、4の(2)に示す「要求仕様書」のとおり
 - (5) 入札金額
入札は各APブロック毎に実施するものとし、入札書に記載する金額は、1月当

- たりの回線使用料とする（回線使用料には初期費用及び工事費用を含む。）。
なお、落札者決定した後は、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
- (6) 最低制限価格等の設定
本競争入札には、最低制限価格を設けていない。
- (7) その他
- ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している者は、電子入札によるものとする。
- イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「情報処理業務（情報システム全般の設計、維持管理）」に登録された者で、電気通信事業法の規定に基づく登録又は届出に関する手続を行っている電気通信事業者であること。
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
- ア 審査申請の受付期間
公告の日から平成22年1月15日（金）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに提出すること。
ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合は、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- イ 審査申請書の提出先及び問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
- ウ 申請の方法
要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。
なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。
- エ 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 要求仕様書の内容を満たしていること。
- 3 入札参加のための確認申請
本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)から(5)までに示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
なお、期限までに申請書等を提出しない者及び確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出方法及び提出場所
- ア 電子入札システムによる入札参加の場合
申請書等を電子入札システムにより提出すること。
なお、確認資料の容量が1MBを超える場合には、4の(1)に示す場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- イ 紙入札方式による入札（書面による入札をいう。以下同じ。）参加の場合
申請書等を4の(1)に示す場所に持参又は郵送すること。
なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
- (2) 提出期間
公告の日から平成22年1月22日（金）の午後5時まで（閉庁日を除く。）に提出すること。
- (3) 確認結果の通知

- 確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 契約条項を示す場所
熊本県地域振興部情報企画課電子県庁管理班（県庁行政棟新館9階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2143
ファックス番号 096-381-8211
- (2) 要求仕様書等
- ア 閲覧（交付）の期間
公告の日から平成22年2月3日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- イ 閲覧（交付）の場所
電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報）にて閲覧又は4の（1）に記載する場所で交付する。
- (3) 入札の日時及び場所
- ア 電子入札システムによる入札
3の（3）記載の確認結果の通知を受けた時から平成22年2月3日（水）午後5時までに入札すること。
- イ 紙入札方式による入札
(ア) 日時 平成22年2月4日（木）午後1時30分
(イ) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県地域振興部情報企画課（県庁行政棟新館9階）
- (4) 開札の日時及び場所
4の（3）のイに同じ。
- (5) 再度の入札
開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。
再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を受けた時から平成22年2月4日（木）午後2時30分までに電子入札システムにより入札すること。
- 5 入札方法等
- (1) 入札方法
- ア 電子入札システムによる入札の場合
4の（3）のアの締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。
ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の（1）に示す場所に提出し、県（契約担当者）から承認を受けた場合は、イの紙入札方式による入札によるものとする。
- イ 紙入札方式による入札の場合
「入札書」により作成し、4の（3）のイの日時及び場所に持参し、提出すること。
ただし、代理人をして入札するときは、「委任状」を入札書と同時に提出すること。
なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成22年2月3日（水）までに4の（1）に記載する場所に必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- (ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」を、中封筒に「調達役務の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。
- (イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「調達役務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。
- (2) 開札の方法
開札は、電子入札システムにおいて行う。
ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (3) 入札の回数
入札回数は2回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。
なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式による入札により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したものとみなす。
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (5) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

- イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
 ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
 エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
 オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
 キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札
 ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札
 ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者のＩＣカードを使用して提出された入札
 コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 サ 明らかに連合によると認められる入札
 シ その他入札に関する条件に違反した入札
 (6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
 (7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
 (8) その他
 委託業務仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。
- 6 契約の締結
 (1) 契約書作成の要否
 要
 (2) 契約の締結期限
 落札者決定の日から14日以内とする。
 (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者決定の日から7日以内とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 (1) 入札保証金
 免除する。
 (2) 契約保証金
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 8 その他
 (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨とする。
 (2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。
 (3) 本競争入札は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 9 Summary
 (1) "Name and description of project
 Information Giga Highway"
 A complete network for news and communication to service Kumamoto Prefecture
 (2) Location of project
 See bid explanation form
 (3) Date and place to submit bidding proposal
 February 4, 2010 1:30 pm
 Room to submit bidding proposal
 Prefectural Office of Kumamoto
 (4) Deadline to submit bidding proposal
 by mail
 February 3, 2010
 (5) Language and currency to be used for bidding
 Japanese language and currency only

(6) Name of the department in charge of this bidding contract
Information & Planning Division,
Department of Regional & Development
Prefectural Office of Kumamoto
6-18-1
Suizenji, Kumamoto City,
Kumamoto Prefecture, 862-8570 Japan
Phone: 096-333-2143 Ext. 3084

熊本県公告第685号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により平成21年7月23日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により菊陽町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
DIYホームセンターハンズマン菊陽店 本棟
菊池郡菊陽町大字津久礼字久保2764番2ほか
DIYホームセンターハンズマン菊陽店 別棟
菊池郡菊陽町大字津久礼字久保2767番1ほか
- 市町村意見の概要
変更により駐車場収容台数が大幅に削減されることになるが、週末あるいは大売出し等で来場者が増える場合、駐車場利用率が100%近くになることが推測できるので、混雑解消のための体制を整えていただきたい。
- 上記意見を提出する理由
入庫待ち等により周辺道路において渋滞のおそれがあるため。
- 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局総務振興課
平成21年12月25日から平成22年1月25日まで

熊本県公告第686号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字馬場2272番2の一部及び同2273番の一部
325.18平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池市森北1643番地
瀧本 健太

熊本県公告第687号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1276号	消石灰	苦土消石灰	アルカリ分 ：65.0 く溶性苦土 ：10.0	該当なし	木葉石灰企業組合 熊本県玉名郡玉東町大字木葉1101番地	平成27年12月24日
熊本県肥第1352号	炭酸カルシウム肥料	10炭酸苦土石灰肥	アルカリ分 ：55.0 可溶性苦土	その他の制限事項は、公定規格のとおり	日鉄鉱業株式会社 東京都千代田区	平成27年12月24日

		料1号	: 10. 0		丸の内二丁目3番 2号	
熊本県肥 第135 3号	炭酸カル シウム肥 料	粒状1 0炭酸 苦土石 灰肥料 1号	アルカリ分 : 55. 0 可溶性苦土 : 10. 0	その他の制限 事項は、公定規 格のとおり	日鉄鉱業株式会 社 東京都千代田区 丸の内二丁目3番 2号	平成27 年12月 24日

熊本県公告第688号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
鹿本郡植木町大字滴水字宿ノ元493番1の一部、同494番4、同494番21の一部、同494番28、同519番2、同520番2、同521番1、同521番2、同521番4、同521番5、同522番1、同522番2、同522番5、同522番6、同522番7、同523番1、同523番3、同525番の一部、同526番の一部及び里道
4, 077. 26平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
鹿本郡植木町大字滴水489
有限会社中山産業

熊本県公告第689号

県有財産を次のとおり売却する。
平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 物件の表示
所在 水俣市天神町二丁目42番2及び同46番2
(1) 土地 地目 宅地
地積 合計1, 847. 97平方メートル（公簿・実測）
(2) 建物 種類 片舎
構造 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
床面積 1, 380. 87平方メートル
種類 倉庫
構造 鉄骨造スレート葺平家建
床面積 30. 30平方メートル
最低売却価格 30, 715, 000円
- 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
- 入札期日及び場所
平成22年2月18日（木）午後1時30分
水俣市陣内1丁目1番1号 水俣市役所 別館「秋葉」3階会議室A
- 開札期日 入札終了後即時
- 現地建物開放日
平成22年1月26日（火）午後1時から午後3時まで
- 入札参加申込書
この入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成22年2月12日（金）午後5時
（郵送の場合は提出期限までに必着のこと）
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。

9 契約締結期限

平成22年3月25日（木）午後5時

10 契約保証金

契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。

11 その他

- (1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
- (2) 契約締結場所 別途指定する。
- (3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
- (4) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課（電話096-333-2122）

熊本県公告第690号

第2回熊本県消費生活審議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該審議会の傍聴手続は、次のとおりである。

平成21年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開催日時

平成22年1月13日（水）

午後2時から

2 開催場所

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県庁 本館5階 審議会室

3 議事概要

熊本県消費者施策の推進に関する基本計画（案）について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問合先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県消費生活審議会事務局（熊本県環境生活部食の安全・消費生活課消費生活センター企画・事業者指導班）

（電話 096-333-2291）

登載依頼**熊本県医療審議会公告第3号**

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。

平成21年12月25日

熊本県医療審議会

会 長 北 野 邦 俊

1 開催日時

平成22年1月7日（木）

午後2時から午後4時まで

2 開催場所

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

3 議題

- (1) 議案
ア 医療法人の設立認可について
イ 熊本市、城南町、植木町の合併に伴う第5次熊本県保健医療計画の変更について
- (2) その他
医療審議会医療法人部会委員の指名について

4 傍聴者の定員

- 10人
5 傍聴手続き
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
6 問い合わせ
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県医療審議会事務局（熊本県健康福祉部医療政策総室）
（電話096-333-2205）

熊本県選挙管理委員会告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項の規定に基づくその総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成21年12月25日

熊本県選挙管理委員会

委員長 柴 田 憲 保

その総数の50分の1 29, 852

その総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 315, 431

熊本県選挙管理委員会告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成21年12月25日

熊本県選挙管理委員会

委員長 柴 田 憲 保

選挙区名	
熊本市選挙区	155, 419
八代市・八代郡選挙区	40, 619
人吉市選挙区	9, 810
荒尾市選挙区	15, 568
水俣市選挙区	7, 755
玉名市選挙区	19, 265
天草市・天草郡選挙区	28, 262
山鹿市選挙区	15, 886
菊池市選挙区	14, 114
宇土市選挙区	10, 253
上天草市選挙区	9, 005
宇城市選挙区	17, 274
阿蘇市選挙区	8, 079
合志市選挙区	14, 289
下益城郡選挙区	11, 168
玉名郡選挙区	12, 667
鹿本郡選挙区	8, 331
菊池郡選挙区	17, 319
阿蘇郡選挙区	11, 387
上益城郡選挙区	24, 891
葦北郡選挙区	7, 238
球磨郡選挙区	16, 853

熊本県選挙管理委員会告示第66号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定に基づく選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成21年12月25日

熊本県選挙管理委員会

委員長 柴 田 憲 保

熊本県有明海区 2, 547

天草不知火海区 2, 548